

労働者派遣のあり方をめぐる議論が活発になってきた。1985年の労働者派遣法の制定以来、労働者派遣制度は適用対象業務が次々と拡大されるなど、経済界の要望に応える形で一貫して規制緩和の方向で進んできた。しかし、2007年7月の参院選での自民党惨敗、9月の安倍晋三首相退陣を受け、それまで守勢に立たされてきた労働側がここにきて反転攻勢を仕掛ける展開になっている。労働側の勢いで、規制強化を盛り込む法改正まで一気に実現させることができるのか。労働界は正念場を迎えている。

抜本的見直しに向け 気勢

07年10月4日、東京・永田町の参院議員会館。会場の会議室には約160人が詰めかけ、通路にまで人があふれるほど、熱気に包まれた。労働者団体などが主催する「格差是正と労働者派遣法改正をめざす国会内シンポジウム」が開かれていた。集会のタイトルは当初、「改正を考える——」だったが、直前に「めざす」と切り換えたところに主催者側の意気込みが感じられた。

「労働者派遣法の改悪は労働運

動の大敗北だった。法をいかに労働者保護のために変えていくか。一から仕切り直してやっていくべきだ」。NPO法人・派遣労働ネットワークの高井晃理事はそう訴えた。ルポライターの鎌田慧さんは「派遣法成立の時から『人ごころがしの復活』と反対してきた。暴力団のピンハネが近代化され、非合法が合法化されたようなものだ。天下の悪法を解体する第一歩として改正するべきだ」と力説した。連合の長谷川裕子総合労働局長も派遣法見直しに当たっての連合の考え方を紹介し、改正の必要性を強調した。

討論では、バネラーに招かれた野党の国会議員から「労働法制の改正は今がタイムリー」「労働者派遣法を派遣労働者保護法にしなければならぬ」「派遣法の中に不安定雇用をなくすことを盛り込みたい」と、改正に前向きな発言が相次いだ。集会は最後に、派遣法の抜本的改正をめざすことを確認し、気勢をあげた。

労働者の就職をあつせんする代わりに賃金の一部を中間搾取する労働者供給事業を原則禁止にしたのが、職業安定法だった。労働者がピンハネによって食い物にされ、劣悪な労働環境に置かれるの

試される労組の力量



●毎日新聞論説委員

小泉敬太 こいずみ・けいた

1958年、福島県生まれ。慶応義塾大学法学部卒。1981年、毎日新聞入社。仙台支局、東京社会部などを経て、2006年から論説委員。

を防ぐのが目的であり、使用者責任を明確にするために間接雇用を禁止、直接雇用を原則とするのが法の趣旨だった。

ところが、違反行為はなかなかなくならず、むしろ「臨時工」などの呼び名で間接雇用は広がっていった。このため、間接雇用を例外的に認めて法規制で縛ろうと85年に制定されたのが、労働者派遣法（86年施行）である。違法状態にある現状を追認するため、一部を合法化してしまっただけである。

規制緩和でつぎはぎ だらけに

とはいえ、制定時の派遣法は厳格だった。制度を常用雇用の代替とはしないこと、適用対象を専門性や雇用管理の特殊性に考慮した業務に限ることを理念に掲げ、政

令によって定める適用対象業務はソフトウェア開発、事務用機器探作、秘書、通訳など専門性が高い13業務に限定していた。しかし、適用対象業務は広がっていき、86年の施行直後に機械設計など3業務が追加されて16業務になり、さらに96年の政令改正でテレマーケティング営業、アナウンサー、広告デザインなどが加えられ、計26業務に拡大した。

最も影響が大きかったのが、99年の法改正（同年施行）である。それまでの適用対象業務を定めるポジティブリスト方式から、労働者派遣を禁止する対象業務を定める、それ以外は派遣を認めるネガティブリスト方式に改めたのだ。長引く不況下で労働者の賃金を抑え、雇用調整もしやすきたいという経済界の要望を受けて、政府

が規制緩和を一気に進めた結果だ。「派遣の原則自由化」がここ
に実現し、禁止対象は港湾運送、
建設、警備、医療関連、製造の5
業務に限られることになった。さ
らに2003年の法改正（04年施
行）に伴い、製造業への派遣も解
禁された。

一方、常用雇用の代替を防止す
る措置として99年の法改正で、派
遣先は1年を超えて継続して派遣
労働者を受け入れてはいけないと
いう期間制限規定を設けた。しか
し、これも規制緩和によって、03
年の法改正で1年から最大3年の
制限に延長した。

10月4日のシンポジウムでコー
ディネーターを務めた派遣労働ネ
ットワーク理事長の中野麻美弁護
士は、労働者派遣法を「古い旅館

に別館を次々と建て増したよう
な複雑な法律」と表現した。まさ
に、規制緩和の波を受けて、企業
にとって使い勝手が良くなるよう
に次々と改められた、つぎはぎだ
らけの法律といえる。

規制強化へ巻き返せ るか

厚生労働相の諮問機関である労
働政策審議会の労働力需給制度部
会では07年9月から、労働者派遣
法の改正を含めた見直し論議が本
格化している。厚生労働省は08年
の通常国会に改正案提出をめざし
ているとされる。このため、07年
末までに議論は大きな山場を迎え
るはずだ。その際には、いっそう
の規制緩和による改正なのか、あ
るいは改正によって規制強化へと
巻き返すのか、が最大の焦点にな
る。

07年6月に安倍内閣が閣議決定
した「規制改革推進のための3カ
年計画」では、派遣労働に関する
2点の見直しを07年度中に検討す
ることになっている。一つは派遣
先企業が禁止されている派遣労働
者への事前面接の解禁であり、も
う一つは派遣先企業が期間制限の
3年を超えて派遣労働者を使用し
ようとする場合にはその労働者に

SQUARE

労働者派遣法改正で

対して雇用契約の申し込み義務を
負うという03年法改正で盛り込ま
れた規定の見直しである。いずれ
も経済界が求めてきた規制緩和策
の一環であり、実現すれば企業に
とってはますます使い勝手が良
くなる。

しかし、参院選の結果が状況を
大きく変えようとしている。格差
を増幅させた規制緩和と政策に対す
る有権者の反発がこれほどまでの
自民党惨敗をもたらした以上、派
遣法をさらに規制緩和とさせる方向
へと改正することは、常識では通
用しないはずだ。むしろ、労働側
にとっては規制強化を実現する好
機到来である。

そこでまず求められるのは、99
年と03年の相次ぐ改正で爆発的に
増加した「登録型派遣」の見直し
だろう。厚生労働省の集計による
と、05年度の派遣労働者は約25
5万人に上るが、そのうち派遣会
社に登録して派遣先が決まった時
だけ雇用契約を結ぶ登録型の派遣
労働者は約193万人と、98年度
に比べ約118万人も増えた。

登録型派遣の中には、その日ご
とに派遣される「日雇い派遣」や、
さらに時間ごとに区切って派遣さ
れる「スポット派遣」という形態
が増えつつある。派遣会社から携

帯電話などで連絡を受けて作業現
場に向き、派遣先が禁止対象業
務で危険を伴うとしても文句一つ
も言えないような、極めて不安定
な立場に置かれている。派遣会社
が派遣先からマージンを得る分、
労働者の給与は低く抑えられ、1
日6000〜8000円が多いと
される。多数がワーキングプア
（働く貧困層）となり、インタ
ネットカフェなどで寝泊りする
「ネットカフェ難民」なども生ま
れている。こうした登録型派遣を
原則禁止とし、常用型の派遣に転
換させていく施策が必要だ。

また、99年の改正で導入された
ネガティブリスト方式をポジティ
ブリスト方式に戻すことや、派遣
先による雇用申し込み義務の強
化、派遣会社が得る無制限のマ
ージンについての何らかの上限規制
などについても、検討が求められ
る。

金属労協は2008年度活動方
針などで「ものづくり現場は派遣
労働者の最大の受け入れ先」と位
置づけ、非正規雇用労働者の組織
強化や、派遣労働者の待遇改善
を図る観点からの見直しの実現な
どを掲げている。それらをいかに
実行に移すのか、労働組合の力量
も問われている。